

○伊豆の国市選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務処理要綱

平成18年12月2日選挙管理委員会告示16号

改正 平成30年3月1日選管告示第5号

伊豆の国市選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆の国市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）における公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧並びに法第30条の12において準用する法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の申出)

第2条 法第28条の2（同条第9項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第28条の3の規定による選挙人名簿の抄本（以下第10条までにおいて「抄本」という。）の閲覧の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による選挙人名簿抄本閲覧申出書によらなければならない。

- (1) 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を目的とする閲覧の申出 様式第1号
- (2) 政治活動（選挙運動を含む。）を目的とする閲覧の申出 様式第2号
- (3) 政治又は選挙に関する調査研究を目的とする閲覧の申出 様式第3号

2 前項の申出書は、抄本の閲覧をしようとする日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号の申出の場合その他委員会がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(閲覧日の決定及び通知)

第3条 委員会は、前条の規定による閲覧の申出があったときは、当該申出の内容を審査した上で、閲覧日、閲覧時間及び閲覧場所を決定し、電話その他の方法により申出者に通知するものとする。

2 委員会は、前条第1項第3号の申出があった場合において前項の審査を行うときは、次に掲げる基準により公益性が高い調査研究であるか否かを判断するものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。
- (2) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の

用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。

- (3) 前2号に掲げるもの以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

(閲覧の拒否の通知)

第4条 委員会は、第2条第1項の規定による閲覧の申出があつた場合において、法第28条の2第3項及び第28条の3第3項の規定に基づき閲覧を拒むときは、その旨及びその理由を文書により申出者に通知するものとする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第5条 閲覧を実施する日及び時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。
- ア 法第28条の2第1項に規定する期間
 - イ 伊豆の国市の休日をも定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、委員会が必要があると認める日
- (2) 閲覧時間は、委員会の職員につき定められている執務時間内とする。

(閲覧の場所)

第6条 閲覧の場所は、委員会の指定する場所とする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 抄本の取扱いは、汚損又は破損することのないように十分注意すること。
- (2) 指定された場所以外に抄本を持ち出さないこと。
- (3) 抄本の記載事項を写し取る場合は筆記に限ること。
- (4) 職員の事務の妨げとなる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第8条 委員会は、閲覧者が前条の規定に違反したときは、直ちに閲覧を中止させることができる。

この場合において、抄本から転記した事項があるときは、当該転記事項が記載された書面を提出させるものとする。

(閲覧状況の公表)

第9条 委員会は、法第28条の4第7項の規定に基づき、毎年度3月末日までの抄本の閲覧状況を翌年度の4月末日までに公告その他の方法により公表するものとする。

(ストーカー行為等の被害者に係る措置)

第10条 委員会は、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等をいう。）及びドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）の被害者が住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出等に係る支援措置の申出を市長にした場合は、当該申出をした者に係る記載を除いた抄本を閲覧に供する。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧)

第11条 第2条から前条までの規定は、法第30条の2第1項の在外選挙人名簿の抄本について準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか閲覧に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年12月2日から施行する。

(伊豆の国市選挙人名簿抄本等の閲覧に関する事務処理要綱の廃止)

2 伊豆の国市選挙人名簿抄本等の閲覧に関する事務処理要綱（平成17年選挙管理委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月1日選管告示第5号）

この告示は、平成30年3月2日から施行する。

様式第1号（第2条第1項第1号関係）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏 名 ㊟
住 所
電話番号

次のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧件数	件
------	---

1 活動の内容	登録の確認	
2 閲覧事項の利用の目的		
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ	
4 閲覧事項の管理の方法	管理責任者の氏名	
	保管・管理の方法	
	廃棄の時期	年 月
	廃棄の方法	
5 閲覧対象者	氏 名	
	住 所	
	申出者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の者 <input type="checkbox"/> その他
備 考		

備考

- 1 2欄は、具体的に記入してください。
- 2 4欄は、申出者が本人又は同居の者の登録の有無を確認する場合は、記入不要です。

様式第2号（第2条第1項第2号関係）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏 名
住 所
電話番号

（申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）[㊦]

次のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧希望日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	閲覧件数	件
1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）		
2 閲覧事項の利用の目的			
3 閲覧者の氏名及び住所	閲覧者の氏名	閲覧者の住所	
4 閲覧事項の管理の方法	管理責任者の氏名		
	保管・管理の方法		
	廃棄の時期	年 月	
	廃棄の方法		
5 閲覧対象者の範囲			
6 閲覧者に関する事項	<input type="checkbox"/> 公職の候補者等が指定する者 <input type="checkbox"/> 政党その他の政治団体の役職員又は構成員		
申出者が公職の候補者等であるとき			
7 立候補しようとする選挙の種類			
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
申出者が政党その他の政治団体であるとき			
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲			
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
備 考	添付書類 (1) 政治団体の届出書の写し (2) 政治活動の実績を示す資料（公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定により省略する場合は、次の欄も記入してください。）		
	公職にある者の氏名		
	公 職 の 種 類		

備考

- 2欄は、具体的に記入してください。
- 6欄は、申出者と閲覧者が違う場合に該当する□にレ印を記入してください。
- 7欄は、申出者が現に公職にある者である場合には、その職名も併せて記入してください。
- 4 政治活動の実績を示す資料として、次に掲げる書類の写しを添付してください。
 - 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による収支報告書
 - 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5の規定による政治活動に関する看板を表示する証票の交付が確認できるもの
 - 政党等による公認決定を示すもの
 - その他委員会が適当と認めるもの

(別紙) その1

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏 名 ⑩
住 所
電話番号

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、次のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

承認法人に関する申出書

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

㊟

主たる事務所の所在地

電話番号

閲覧事項を申出者以外の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 法人の名称		
2 法人の代表者の氏名		
3 法人の主たる事務所の所在地		
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由		
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲		
6 法人における閲覧事項の管理の方法	管理責任者の氏名	
	保管・管理の方法	
	廃棄の時期	年 月
	廃棄の方法	
7 閲覧者に関する事項	承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者と <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

備考

- 1 4欄は、必要性等について具体的に記入してください。
- 2 7欄で承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合は、当該閲覧者は承認法人の役職員又は構成員でなければなりません。

様式第3号（第2条第1項第3号関係）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏 名
住 所
電話番号

（申出者が国等の機関である場合にあっては、その名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）[㊦]

次のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧希望日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	閲覧件数	件
1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査、世論調査、学術研究）		
2 閲覧事項の利用の目的			
3 閲覧者の氏名及び住所	閲覧者の氏名	閲覧者の住所等	
4 閲覧事項の管理の方法	管理責任者の氏名		
	保管・管理の方法		
	廃棄の時期	年 月	
	廃棄の方法		
5 閲覧対象者の範囲			
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	調査研究の責任者の住所等	調査研究の責任者の氏名	
7 調査研究の成果の取扱い	公表の時期	年 月	
	公表の方法		
8 閲覧者に関する事項	<input type="checkbox"/> 国等の機関が指定する当該国等の機関の職員 <input type="checkbox"/> 法人が指定する当該法人の役職員又は構成員 <input type="checkbox"/> 個人の申出者が指定する者		
9 法人閲覧事項取扱者の指定			
10 個人閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	委託者の氏名	委託者の住所	
備考	添付書類 調査研究の概要及び実施体制を示す資料		

備考

- 2欄は、具体的に記入してください。
- 3の閲覧者の住所等欄は、申出者が国等の機関である場合は、閲覧者の職名を記入してください。
- 6の調査研究の責任者の住所等欄は、申出者が国等の機関である場合は調査研究の責任者の職名を、申出者が法人の場合は調査研究の責任者の役職名を記入してください。
- 8欄は、閲覧者と申出者が違う場合に該当する□にレ印を記入してください。
- 9欄は、申出者が法人である場合に記入してください。
- 10欄は、申出者が個人である場合に記入してください。
- 11欄は、委託者が国等の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
- 調査研究の概要及び実施体制を示す資料として、次に掲げる書類の写しを添付してください。
 - 調査で使用する調査票、アンケート用紙等
 - その他調査研究の概要及び実施体制を示す資料

(別紙)

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

伊豆の国市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏 名 ⑩
住 所
電話番号

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、次のとおり申し出ます。

氏 名	住 所